

銀行監督上の失敗と国家賠償責任 —— EU 構成国 ——

弥 永 真 生

- I 概観
- II ポルトガル
 - 1 国家賠償責任の枠組み
 - (1) 1967年11月21日法令第48051号
 - (2) 憲法
 - (3) 2007年12月31日法律第67号
 - 2 Banco Espirito Santo 事件
 - 3 ポルトガル中央銀行の役職員の保護
 - 4 ポルトガル中央銀行の責任
 - (1) 監督における落ち度
 - (2) 損害賠償を求めることができる者の範囲
 - (3) 純粹経済損失
 - (4) 輕過失免責の可能性
- III EU 拡大により EU 構成国となった国々
 - 1 ブルガリア
 - 2 キプロス
 - 3 チェコ
 - 4 エストニア
 - 5 ハンガリー
 - 6 ラトビア
 - 7 リトアニア
 - 8 マルタ
 - 9 ポーランド
 - 10 ルーマニア
 - 11 スロベニア
 - 12 スロバキア

I 概観

すでに別稿で紹介したように¹⁾、ほとんどのヨーロッパ諸国においては、監督当局の責任を合理的な範囲に限定する方策が講じられ、あるいは、限定されている。大きく分けると3つのパターンがある。

最も多いと思われるのは、イギリス（金融サービス及び市場法、Schedule 1、19条1項）、アイルランド（1942年中央銀行法33AJ条2項）、ベルギー（金融部門及び金融サービスの監督に関する2002年8月2日法律68条）、ルクセンブルク（1998年12月23日金融部門監督委員会を創設する法律20条2項）、イタリア（2006年12月29日委任立法令第303号による改正後2005年12月28日法律第262号24条6-bis項）、オランダ（2012年6月7日法律による改正後金融監督法1：25d条）など、故意または重過失がない限り責任を負わないと法定するものである（第1の類型）。

第2の類型は、責任を負う相手方を限定するものである。たとえば、ドイツは、銀行監督は公益のみのために行われると規定するが、これは、ドイツなどでは、故意がある場合はともかく、純粹経済損害についての不法行為責任が認められるのは、第三者保護効のある法律の規定や契約が存在するときに限定されていることによる。また、オーストリアにおいては、金融監督当局は監督対象金融機関以外に対しては損害賠償責任を負わないものとされている（金融市場監督庁法3条1項）。

第3の類型は、法令上は明示的な限定が加えられていないが、判例において制約を課しているというものである。これに属するのは、拡大前 EU 構成国で

1) 「銀行監督上の失敗と国家賠償責任（1）」筑波ロー・ジャーナル1号（2007年）77-94頁、「銀行監督上の失敗とEU（EC）法違反に基づく国家賠償責任」筑波ロー・ジャーナル2号（2007年）45-68頁、「銀行監督上の過失と国家賠償責任（2）イギリス」筑波法政44号（2008年）27-51頁、「銀行監督上の失敗と国家賠償責任：イタリア」筑波ロー・ジャーナル14号（2013年）31-63頁、「銀行監督上の失敗と国家賠償責任：スペイン」筑波ロー・ジャーナル15号（2013年）79-109頁、「銀行監督と国家賠償責任」『会社・金融・法〔下巻〕』（商事法務、2013年）487-525頁。

はフランス及びギリシャであり、少数にとどまる。もっとも、フランスでは、判例上、軽過失にとどまるときには賠償責任を認めないとされており、ギリシャにおいても、金融機関に対する規制・監督に係る当局の義務は個々の預金者というよりは公衆一般との関係で負うものであると理解されている。

ギリシャ、スイス及びオーストリアにおける状況については稿を改めて紹介することとし、本稿においてはポルトガルの状況を概観し、また、EU 拡大により EU 構成国となった国々における状況を簡単に眺めることとする。

II ポルトガル

1 国家賠償責任の枠組み

(1) 1967年11月21日法令第48051号

2007年12月31日法律第67号の制定前においては、1967年11月21日法令第48051号²⁾が国家賠償責任について規定していた³⁾。すなわち、国その他の公的主体は、その機関または職員によって、その職務の遂行またはその結果としてなされた落ち度 (culpa) による違法行為 (actos ilícitos) によって生じた、第三者の権利またはその第三者の利益を保護することを目的とする法令の規定違反につき、私法上、その第三者に対して損害賠償責任を負うとされていた (2条1項)⁴⁾。

2) Decreto-lei n.º 48 051 de 21 de Novembro de 1967, Diário do Governo, 1.ª série, n.º 271, 2041-2042.

3) ポルトガルにおける国その他の公的主体の民事責任に関する法文、学説及び判例の沿革については、たとえば、Cordeiro [2010] p.625-652 参照。

4) また、国その他の公的主体の委員会 (titulares do órgão) の構成員及び行政官 (agentes administrativos) は、その権限を越えて行い、または故意に行った第三者の権利またはその第三者の利益を保護することを目的とする法令の規定違反につき、私法上、その第三者に対して損害賠償責任を負うとされ (3条1項)、故意になされた場合には、国その他の公的主体は当該委員会の構成員または行政官と連帯して賠償責任を負うとされていた (3条2項)。

なお、1966年民法典の制定過程においては、行政行為に基づく不法行為責任を民法典の対象とするか否かが検討されたが、対象外とすることとしたため、法令第48051号において定められたという経緯がある。判例においては、当該加害行為を対象とする法的・制度的枠組みに照らして、ある行為が行政行為か私法的行為であるかを区別してきた⁵⁾。すなわち、行政機関または公務員によって公的権限の行使にあたって、すなわち、公法のルールの下で、かつ、それに従って公的職務を執行するにあたってなした行為は、強制力の行使を伴わなくとも行政行為とされてきた。

不法行為は、違法性、落ち度、損害及び加害と違法行為との因果関係が要件とされるが、法令第48051号の6条は、本法令の適用にあたっては、法令の規定及び一般に適用される原則に反する法律行為、そのような規定及び原則または遵守すべき技術的ルール及び一般的な慎重性に反する有形の行為（actos materiais）は、違法（ilícito）とみなされると規定していた。

（2）憲法

1976年憲法22条⁶⁾は、「国及びその他の公的主体は、その職務の遂行における作為または不作為及び当該職務遂行を原因とする作為または不作為であつて、権利、自由及び保障の侵害または第三者への損害をもたらすものについて、その機関の構成員または公務員もしくは職員と連帯して、民事上の責任を負う。」⁷⁾と規定する⁸⁾。他方、憲法271条1項は、「国及びその他の公的主体の公務員及び職員は、その職務の遂行における作為または不作為及び当該職務遂行

5) Tribunal de Conflitos de 5 de Novembro de 1981 (proferido no processo n.º 124), Tribunal de Conflitos de 20 de outubro de 1983 (proferido no processo n.º 153). *See also* Supremo Tribunal Administrativo de 26 de Setembro 2000 (proferido no processo n.º 46024).

6) 1982年改正前は21条であった。

7) 以下、1976年憲法の日本語訳は、国立国会図書館調査及び立法考査局『各国憲法集（8）ポルトガル憲法』（2014年2月）に依拠している。

8) この規定の趣旨については、たとえば、Canotilho e Moreira [2007] p.426 e segs. 及び Simão [2011] p.143 参照。

を原因とする作為または不作為であって、市民の法的に保護された権利または利益の侵害をもたらすものについて、民事上、刑事上及び懲戒上の責任を負う。この場合において、訴訟または手続きは、いかなる段階においても、上位機関の許可によらない。」と規定するとともに、同条4項は、「法律は、国及びその他の公的主体がその機関の役員ならびに公務員及び職員に対する求償権を有する条件について規律する。」と定めている。

したがって、1967年11月21日法令第48051号の内容は憲法に織り込まれたと理解されていた⁹⁾。

(3) 2007年12月31日法律第67号

2001年7月に、政府は、国家賠償責任に関する法案(Proposta)第95/VIII号¹⁰⁾を議会に提出した。立法趣意書では、ポルトガル法としては初めて(*pela primeira vez na ordem jurídica portuguesa*)、政治的、立法的または行政的任務の遂行から生じた損害についての国家の契約外責任(不法行為責任)を包括的に対象とする制定法であり、とりわけ、司法上の任務から生じた損害賠償を定める初めての立法であるとされ(*Exposição de motivos*, 1)、裁判所によって長年にわたって形成されてきたさまざまな結論を法律に盛り込むことが有用であると考えられたためであるとされていた(*Exposição de motivos*, 2)。

法案第95/VIII号は、議会の解散により、審議未了のため、廃案となったが、翌立法期(第9立法期)には、社会党の議員から、法案第95/VIII号の全部をほぼそのまま含む法案(*Projeto de Lei*)第148/IX号¹¹⁾が議会に提出された。第1読会終了後に、議会が解散され、法案第148/IX号も廃案となった¹²⁾。

9) 憲法290条2項(1976年制定時には293条)は「この憲法の施行より前の通常の法は、この憲法またはこの憲法に定める原則に反しない限りにおいて、維持される。」と定めている。

10) *Aprova o Regime da Responsabilidade Civil Extracontratual do estado* (Revoga o Decreto-Lei n.º 48051, de 21 de Novembro de 1967).

11) *Lei da responsabilidade civil extracontratual do Estado* (Revoga o Decreto-Lei n.º 48 051, de Novembro de 1967).

法案（Proposta de Lei）88/IX 号¹³⁾などを経て、2006年1月20日に、法案（Proposta de Lei）56/X 号¹⁴⁾が提出され、2007年12月31日法律第67号¹⁵⁾（以下、2007年法という）として公布され、これが、現在、ポルトガルにおける国家賠償責任を規律している¹⁶⁾。

2007年法1条では、この法律と一体を成す附属書（anexo）に定められた国その他の公法上の法人の不法行為（契約外責任）の制度を承認するものとされている。そして、この法律は、行政作用の行使から生じた損害についての民事責任の特別な制度を保護するものであって（2条1項）、公法上の法人に適用される私法上の不法行為責任に対する法令上のすべての参照を覆すとしている（2条2項）。

附属書1条1項によれば、立法、司法及び行政作用の行使から生じた損害が

12) <<http://www.parlamento.pt/ActividadeParlamentar/Paginas/DetalheIniciativa.aspx?BID=19271>>.

13) Aprova o regime jurídico da responsabilidade civil extracontratual do Estado
<<http://www.parlamento.pt/ActividadeParlamentar/Paginas/DetalheIniciativa.aspx?BID=19821>>.

14) Aprova o regime da responsabilidade extracontratual civil do Estado e demais entidades públicas
<<http://www.parlamento.pt/ActividadeParlamentar/Paginas/DetalheIniciativa.aspx?BID=21144>>.

15) Lei n.º 67/2007 de 31 de Dezembro. Aprova o Regime da Responsabilidade Civil Extracontratual do Estado e Demais Entidades Públicas, Diário da República, 1.ª série, n.º 251, 9117-9120. なお、Lei n.º 31/2008 de 17 de Julho, Proceda à primeira alteração à Lei n.º 67/2007, de 31 de Dezembro, que aprova o Regime da Responsabilidade Civil Extracontratual do Estado e Demais Entidades Públicas, Diário da República, 1.ª série, n.º 137, 4454 により、7条2項について改正がなされている（これは、欧州委員会が、2007年法は、2004年10月14日欧州司法裁判所判決（後掲注19）を適切かつ完全に遵守するものとはなっていないとして、罰金金の支払いを命ずることを欧州司法裁判所に申し立てたため、2007年法で十分に対応しているが、紛争を避けるためという理由で行った改正である。cf. Judgment in Case T33/09 *Portugal v Commission* ; Judgment in Case C-292/11P *Portugal v Commission*）。

16) Gomes は、2007年法はポルトガル憲法の基本原則を実現するために不可欠な立法であると評価している（Gomes [2008] p.11）。

対象とされ、同条2項によれば、行政作用の行使には、公権力の行使における、または行政法の規定により規律されている作為及び不作為が含まれる。同条3項は、この法律は、特別法の定めにかかわらず、行政及び司法作用の行使における作為もしくは不作為、またはその行使の結果生じた損害についての機関の役員 (*titular de órgão*)、職員 (*funcionário*) 及び公務員 (*agent público*) の責任をも規律すると定め、同条4項はこの法律の規定は当該機関の他の従業員 (*trabalhador*) の責任にも適用されるとする。さらに、同条5項は、これらの規定は、公権力の行使における、または行政法の規定または原則により規律されている作為及び不作為により生じた損害についての私法上の法人及びその従業員、役員、代表者または補助者の責任にも適用されると定めている¹⁷⁾。

附属書7条1項は、機関の役員、職員または代理人の輕過失による、行政作用の行使における作為もしくは不作為、またはその行使の結果生じた損害についての賠償責任は、国その他の公法上の法人のみが負うと定めている¹⁸⁾。他方で、同条3項は、国その他の公法上の法人は、損害が機関の役員、職員または代理人の特定の行為の結果として生じた場合でなくとも、また、行為または不作為の主体を証明することができない場合であっても、その損害が当該役務の異常な実施 (*funcionamento anormal do serviço*) に帰すべきときには損害賠償責任を負うとしている¹⁹⁾。そして、同条4項は、その状況と平均的な結果のパターンに照らして、損害を防止しうるために行うことが合理的に求められることを行わないときに役務の異常な実施があるとする。また、附属書9条は、違法性 (*Illicitude*) について定めている。すなわち、憲法の規定、法律の原則ま

17) *For details, see e. g. Barra* [2011] p.138.

18) *For details, see e. g. de Mesquita* [2009] p.19.

19) これは、2004年10月14日欧州司法裁判所判決 (*Judgment in Case C-275/03 Commission v Portugal*) が、公共調達分野で共同体法違反による被害者に対する損害賠償を落ち度または許害を立証することを条件として認める国内法を廃止しなかったことは構成国としての義務を果たしていないと判示したことを背景としている。なお、このような定めが設けられていることにつき、*Barra* は、国その他の公法上の法人の損害賠償責任は独特であると評価している (*Barra* [2011] p.142)。

たは規制上のルールに違反または専門的ルールまたは注意義務を破った機関の役員、職員及び代理人の行為または不作為であって権利または法的に保護された利益を侵害した行為は違法であるとみなされるとされ（第1項）、7条3項の規定に従って、役務の異常な実施の結果、権利または法的に保護された利益を侵害したときにも違法であるとされている（第2項）。ここでいう違法性には客観的な違法性のみならず主観的な違法性が含まれている²⁰⁾。

さらに、附属書10条は、落ち度（culpa）について定めている。すなわち、機関の役員、職員及び代理人に落ち度があるかどうかは、それぞれの事案の状況に照らして、役員、職員または代理人に要求されることが合理的な注意と技能によって判断されなければならないとされ（第1項）、故意または重過失があったことが示される場合は格別、違法行為がなされた場合には軽過失があったことが推定されるとする（第2項）²¹⁾。そして、法律により定められている他の場合に加え、民事責任の一般原則を適用することによって、正当な注意を欠いた場合には、軽過失が推定されるものとされる（第3項）²²⁾。

狭義の落ち度（culpa）、すなわち、過失（negligência）とは、認識のある過失、すなわち、軽率、思慮に欠けるような慌てもしくはだらしなさ（leviandade, precipitação, desleixo）による注意義務違反、または、認識のない過失、すなわち、不注意もしくは能力不足（descuido, imperícia ou inaptidão）により、事実を知らなかったもしくは正当な注意を払ったとすればそのようには行動しなかったように行動したことを意味する。

1967年法令第48051号が、他の法律上の規準がない場合には、それぞれのケースに応じたよい家父の注意（diligência de um bom pai de família）に照らして

20) Cadilha [2009] p.254 e segs..

21) なお、民法典487条1項は、法令上、落ち度を推定する規定が設けられている場合を除き、被害者が行為者に落ち度があったことを立証しなければならないと規定している。

22) なお、第4項は、複数の者が責任を負うときは民法典497条の規定が適用されると定めている。なお、民法典497条1項は、「複数の者が損害について責任を負う場合、これらの者は連帯債務者として責任を負う。」と定めている。

判断するとする民法典 487 条を参照していたのに対し、2007 年法では、文言上は、熱心な代理人と行為者に求められる注意と合理的な適合性が要件とされている。注意の水準との関連における重過失が、すべての基準、負っているすべての注意義務を無視することであることとの対比からは、大部分の人にだれもが原則として払うような注意を払わないことをさせるようなこと²³⁾ということになる。落ち度の法的な判断基準の変化に伴い、平均的な注意を払う被用者像及び当該事案における代理人の知識を考慮に入れるという、被用者の側に着目した役務のルールを無視することになる。

他方、よい家父という考え方を適応し、追及するというアプローチからは、平均的な注意 (*diligência média*)²⁴⁾を払わなかったことが落ち度であるということになる。これは、合理人基準²⁵⁾または法と経済学における「平均人 (*average person*)」基準に相当するものであるが、活動する専門家的環境及びその知識の結果、もはや、平均的な職員が平均的な人として注意を尽くすことを要求するものではなくなっている²⁶⁾。

附属書は、国などは、このように過失責任の枠組みにおいて賠償責任を負うものとしつつ、国などの機関の役職員などが違法な行為を行ったときには、落ち度が推定されるものとしており²⁷⁾、違法性阻却の不存在、有責性阻却の不存在

23) Varela [1998] p.598, nota 1.

24) Cadilha [2009] p.145.

25) Almeida Costa [2009] p.583 e 584.

26) See also Cadilha [2011] p.197-198.

27) 他方、故意または重過失（その職階に照らし求められるよりも明らかに劣った注意と熱心さ (*diligência e zelo*) をもって）による行為による損害については、国その他の公法上の法人と行為者との連帯責任が定められている（附属書 8 条）。そこで、たとえば、Caupers は、軽過失は、劣った注意と熱心さをもって加害者が行為したが、しかし、その職階に照らし求められるよりも明らかに劣ってはいないときに認められると整理している（Caupers [2011] p.330）。故意または重過失によるものであることを主張する場合には、原告は、違法性、行為者の落ち度、損害及び違法行為と損害との因果関係を立証しなければないと解されている（cf. Amaral [2011] p.720 e segs.）。なお、故意による加害行為の類型については、たとえば、Gomes [2008] p.42 参照。

在、関連を有しない被害の不存在及び因果の中断事由の不存在が責任を負う要件とされると指摘されている²⁸⁾。

2 *Banco Espírito Santo* 事件

2014年に、*Banco Espírito Santo* が36億ユーロの半期損失を計上した後、ポルトガル中央銀行は、同年8月3日に同行を支配し、翌日、同行を分割した。すなわち、問題のない資産及び負債をブリッジバンクである *Novo Banco* に移転し、残りの資産及び負債を *Banco Espírito Santo* に残し、*Banco Espírito Santo* は不良銀行（*banco mau*）として存続することになった。

そこで、たとえば、消費者保護協会（*Defesa do Consumidor*, DECO）は、2000人以上の株主を代表して、*Banco Espírito Santo* 及びその関連会社の真の状況について警告を受けないで損害を被ったとして、ポルトガル中央銀行及び証券取引委員会に対して損害賠償を求める訴えを提起した²⁹⁾。DECOによれば、ポルトガル中央銀行及び *Maria Luís Albuquerque* 大蔵大臣は、*Banco Espírito Santo* が株式を公募し、また、健全銀行と不良銀行とに分割をする前に、*Banco Espírito Santo* が有していた問題を認識していたにもかかわらず、*Banco Espírito Santo* についてなんらの措置も講じなかった。遅くとも2013年には、*Esírito Santo* グループの非金融部門の問題を把握し、それが銀行部門に与える影響があるにもかかわらず、ポルトガル中央銀行総裁は、*Banco Espírito Santo* の解散（上述の分割）を決定する数日前には、同行には支払能力がある旨を言明していた。そこで、「この言明は、重大な過失によってなされたものであり、

28) Otero [2010] p.966 e segs..

29) このほかにも訴訟が提起されていることにつき、たとえば、*Accionistas do BES responsabilizam Carlos Costa* por “gravíssima negligência”
<<http://www.publico.pt/economia/noticia/accionistas-do-bes-responsabilizam-carlos-costa-por-gravissima-negligencia-1683534>>, *BES : Quase 500 pequenos acionistas apresentam duas ações populares na Justiça*
<<http://www.publico.pt/economia/noticia/quase-500-pequenos-accionistas-do-bes-apresentam-duas-acoes-populares-na-justica-1676176>> 参照。

株式を取得し、または売却せずに持ち続けた多くの投資者にとって欺罔的であった」と原告は主張している。また、解散の決定につながるようになった、深刻な監督上の失敗があったとも主張している³⁰⁾。

3 ポルトガル中央銀行の役職員の保護

上述したように、一般原則として、国その他の公法上の法人の機関の役員、職員または代理人に軽過失のみがある場合には、国その他の公法上の法人のみが損害賠償責任を負い、当該役員、職員または代理人は責任を負わない（2007年法附属書7条1項）。

このように、軽過失の場合には役職員等は個人では責任を負わないとされているのは、立法上の政策的配慮に基づくものであり、役職員等の注意や関与が不十分である場合には民事責任を負うとすれば生ずるおそれがある、行為を控えるということ——これは行政の効率性に悪影響を与えるという結果にもなる——を回避することを目的とするものである³¹⁾。また、*Caupers* も、行政庁の役職員や代理人によってなされた行為について、被害者がその者に対してのみ、かつ直接的に損害賠償を請求できる可能性を法定することは、公行政活動の通常の実施に対して深刻な帰結をもたらす可能性があるとする。すなわち、代理人が、——判断に緊急性が求められる場合には生ずる可能性が高いが——状況を十分に評価できずに自己の行為によって他人に害を与える可能性に直面すれば、躊躇し、上司に相談し、結局、なんらの行為もせず、そのような不作為がより多くの損害を生じさせることがあると指摘している³²⁾。

30) Desenvolvimento sobre as ações a correr termos em tribunal 001

<<http://www.associacaodeinvestidores.com/index.php/comunicados/comunicados-publicos/320-lesados-bes-desenvolvimento-001-desenvolvimento-sobre-as-accoes-a-correr-termos-em-tribunal-001>>, Clientes avançam com novas ações judiciais contra o BES, Ricardo Salgado e Novo Banco (22 Abr, 2015)

<http://www.rtp.pt/noticias/economia/clientes-avancam-com-novas-acoes-judiciais-contra-o-bes-ricardo-salgado-e-novo-banco_n822332>.

31) Cadilha [2011] p.144, Maças [2011] p.67-68.

他方、機関の役員、職員または代理人に重過失または故意がある場合に、当該役職員等及び国その他の公法上の法人が連帯して、損害賠償責任を負い、国その他の公法上の法人が損害を賠償したときには、国その他の公法上の法人は当該役職員等に対して求償権（*direito de regresso*）を有する（2007年法附属書8条1項から3項）³²⁾。

これに対して、信用機関及び金融会社の一般規則³⁴⁾の12条3項は、ポルトガル中央銀行（*Banco de Portugal*）の決定により第三者に損害が生じた場合には、加害者の個人的な民事責任は、その行為が犯罪行為にあたる場合を除き、ポルトガル中央銀行による償還請求訴訟によってのみ、かつ、行為の重大性にかんがみて正当化される場合に限り、追及できると定めている。

そこで、2007年法附属書8条3項と信用機関及び金融会社の一般規則12条3項との適用関係が問題となる³⁵⁾。これは、前者が後に定められたルールだからである。ここで、前者が一般法、後者が特別法という位置づけであるとすれば、後者が優先的に適用されることになるが、2つのルールの間では、役職員等が個人的に責任を負う範囲及び直接責任を負う範囲についての差異が存在するにとどまり、信用機関及び金融会社の一般規則12条3項ではポルトガル中央銀行が有する求償権については言及されておらず、一般原則に従い、求償権行使する義務を負っているということになりそうである。しかし、信用機関及び金融会社の一般規則12条3項が銀行監督における責任というデリケートなものであり、活動を抑制し、また、職務執行の独立性を損なうおそれがあることに着目して、個人的かつ直接の責任について特則を設けたものであるとすると、

32) Caupers [2004] p.20.

33) 償還を請求しなければならないかどうかについて、学説は分かれているが（*See e. g.* Vieira de Andrade [2008]）、たとえば、*Gomes* は償還を請求することは義務であると解している（*Gomes* [2008] p.30）。*Maças* も同様である（*Maças* [2011] p.68）。また、*Cadilha* [2011] p.171-175 参照。

34) Regime Geral das Instituições de Crédito e Sociedades Financeiras (aprovado pelo Decreto Lei n° 298/92, de 31 de dezembro)。

35) *Maças* [2011] p.68.

立法当時においても、求償権の行使の行使は任意であったと解しないと意味を成さないと *Maças* は述べている³⁶⁾。

また、信用機関及び金融会社の一般規則 12 条 3 項については、行政上の保障 (*garantia administrativa*) または職員の保障 (*garantia dos funcionários*) の不平等の新たな形態を設けることによって、憲法 22 条、271 条及び 13 条³⁷⁾ に違反するのではないかという疑義が生ずるおそれがあると指摘されている³⁸⁾。

4 ポルトガル中央銀行の責任

(1) 監督における落ち度

ポルトガル中央銀行が銀行監督上の過失により、監督対象銀行の株主や預金者等に対して、賠償責任を負うというのは、通常、監督における落ち度 (*culpa in vigilando*) によるものである。

附属書 10 条 3 項の下で、監督における落ち度は、規制当局がある個人の一定の行動または活動、市場運営を監督またはコントロールする義務を懈怠し、その結果、不法な行為がなされ、第三者が損害を被った場合にあるものとされる³⁹⁾。すなわち、規制当局が、監督またはコントロールを行わず、または不十分に行ったことによって、損害が生じた場合に監督における落ち度があったとされるが、命令を発したり、ある決定を行う義務を履行しなかった場合と、監督や検査を行うという観点から、適切な措置を講じることを怠った場合との両方を含む。

36) *Maças* [2011] p.69.

37) 1 全ての市民は、等しい社会的尊厳を有し、法の前に平等とする。

2 何人も、血統、性別、人種、言語、出身地、宗教、政治的もしくはイデオロギー的な信条、教育、経済状況、社会的身分または性的指向を理由として、特権を受けず、利益を受けず、損害を受けず、いかなる権利も剥奪されず、またはいかなる義務も免除されることはない。

38) *Maças* [2011] p.69. cf. *Catarino* [2010] p.349.

39) cf. *Raposo* [2006] p.69. 不作為による損害賠償責任については、たとえば、*Cortez* [2003] p.33 e segs., *Cadilha* [2011] p.146-151 参照。

しかし、監督における落ち度が認められるためには、単に行為をしなかったことまたは純然たる無活動（*simples inércia ou pura inactividade*）では不十分であり、違法性が認められるためには、法律、規則または専門的ルールから生ずる作為義務が必要とされ、かつ、作為義務違反が法的に保護されている権利または利益を害することになることが要件とされる（2007年法附属書9条1項）⁴⁰⁾。

しかも、監督における落ち度との関係で問題となるのは、規制当局ではなく、規制対象である主体の行為によって損害が引き起こされているという点が問題となる。すなわち、監督当局の不作为が、損害の独立した、かつ、もっぱらの原因ではなく、併存する原因（*concausa*）にすぎないときに⁴¹⁾、その損害を監督当局に帰責できるかという問題がある⁴²⁾。因果関係の存在のレベルだけではなく、損害に対する寄与度も問題となる。そして、検査などにおいて監督当局の広範な裁量が認められていることは因果関係の立証をさらに難しくする⁴³⁾。

（2）損害賠償を求めることができる者の範囲

銀行監督上の落ち度がある場合に、どの範囲の者が損害賠償を請求できるかという問題も重要である⁴⁴⁾。監督対象である銀行、その預金者、投資家及び株主を含む第三者に損害が生ずる可能性があり、法律上、保護されている権利として、信用力、名声及び評判なども想定できる。損害を被った者について、法的に保護されている権利または利益の侵害が認められるかというメルクマール

40) 不作为による責任（*responsabilidade in omittendo*）と監督における落ち度による責任（*responsabilidade in vigilando*）との区別については、たとえば、Raposo [2006] p.69-70 参照。なお、民法典486条は、単純不作为は、その他の法律上の要件が存在する場合、または、法律または法律行為に基づいて当該行為をなす義務が存在する場合に、損害賠償義務を生じさせると規定している。

41) cf. Cortez [2003] p.37.

42) cf. Cadilha [2011] p.147. STA (Supremo Tribunal Administrativo) de 22 de Junho de 2010 (Processo n.º 755/09). ただし、STA de 25 de novembro de 1998 (Processo n.º 38 737).

43) Maçãs [2011] p.70-71.

44) 信用機関及び金融会社の一般規則12条3項は、第三者（*terceiros*）とのみ定めており、それを制約するような修飾語は付加されていない。

が適用されるが、監督当局（の役職員等）が違反した基準がどのような特定の法的利益の実効的保護を立法趣旨として有していたのかが第1の判断基準であり、つぎに、主たる公益の補完物（*complemento de um interesse público primacial*）が考慮に入れられるべきであると指摘されている⁴⁵⁾。すなわち、保護効のある法律の範囲及び目的の範囲内に入る法的利益が保護対象とされる。

銀行監督のうち、行為規制は銀行の顧客を直接的な保護範囲に含めているが、健全性の監督のルールがその目的としていること、保護範囲に含めているものが何かについてはよりデリケートな問題がある。なぜなら、健全性監督は金融セクターの安定性、堅牢性及び金融セクターに対する信頼という公益を保護することを中核としているからである⁴⁶⁾。もっとも、金融の安定性が憲法上保護されている価値であることに加え、憲法101条が、「財政制度は、貯蓄の形成、蓄積及び保護ならびに経済的及び社会的な発展に必要な財政資金の投入を保障するように、法律により構築される。」（圏点—引用者）と規定していることから、預金者や投資家個人を保護することも目的とされているという主張がある⁴⁷⁾。そして、預金者や投資者の保護は総体的利益の保護の単なる反射的效果にとどまらず⁴⁸⁾、法がある法益を保護しようとしているのは特定のある私益を保護するために必要または適切であるからであると考えられる⁴⁹⁾。

しかし、この憲法上の保護は、預金保護基金⁵⁰⁾による保護によって実現されているという評価も可能である⁵¹⁾。

45) cf. de Andrade [2011] p.60-61.

46) ただし、健全性の監督は、個々の金融機関の安全性と安定性をコントロールし、金融機関の健全で慎重な経営を確保するものである。

47) Canotilho e Moreira [2007] p.1082.

48) Maças [2011] p.72.

49) de Andrade [2011] p.61.

50) 信用機関及び金融会社の一般規則154条以下。

51) Maças [2011] p.72-73.

(3) 純粋経済損失

銀行の健全性監督上の落ち度がある場合に、たとえば、監督対象銀行の株主が被る損害は純粋経済損失（danos puramente patrimoniais）⁵²⁾である。反対説も現れてきているが⁵³⁾、従来通説は、純粋経済損失について、不法行為に基づく賠償請求を否定してきた⁵⁴⁾。

そして、*Calvão da Silva* は、監督における公益を考慮に入れると、純粋経済損失について損害賠償請求を認めることは、最も適切（adequada）でも、よりバランスがとれている（proporcionada）わけでも、最も公正（justa）でもないとする。そして、株主との関係では、株主の損害は会社が被った損害と分離できず、反射的な損害⁵⁵⁾であり、賠償請求を認めると、二重の損害賠償を認めることになるとする⁵⁶⁾。

(4) 軽過失免責の可能性

ポルトガル中央銀行の役職員や代理人に、その任務を遂行するにあたって、軽過失があった場合に、ポルトガル中央銀行が不法行為責任を負わなければならないかどうかについては、憲法22条のみならず、その他の憲法上の原則及び中央銀行の位置づけと役割とを考慮に入れて、慎重に検討すべき問題であると指摘されている⁵⁷⁾。

たとえば、*Gonçalves* は、ポルトガル中央銀行などのように、その任務と要

52) *For details, see e.g. Leitão* [2009].

53) *See e.g. Monteiro* [1989] p.545-582. また、*Pinto* [2004] p.178 参照。

54) *e.g. Jorge* [1968] p.302 e segs., *Monteiro* [1989] p.181 e segs. e 188 e segs., *Pinto* [2004] p.178, *de Albuquerque e Pereira* [2004] p.230 e segs., *Leitão* [2010] p.120 e segs., *da Frada* [2011] p.75. *See also Bussani and Palmer* (eds.) [2003]. また、1966年民法典の起草者である *Serra Vaz* は法律に特段の規定がある場合を除き、純粋経済損失は不法行為責任の対象とはならないという立場をとっていた（*Serra Vaz* [1959] [1960]）。

55) *See e.g. de Albuquerque e Pereira* [2004] p.246.

56) *Calvão da Silva* [2008] p.170 e segs., *Leitão* [2010] p.121, *Esteves* [2013] などとも同旨。この点は、ポルトガルにおいて最も議論が活発な論点の1つである。

57) *Gonçalves* [2012] p.4.

求事項について固有の複雑性が認められる、意思決定主体に対しては、受忍されるべきリスクの余地 (*uma margem de risco tolerável*) を認める必要があるとする⁵⁸⁾。

すなわち、ポルトガル中央銀行は金融システムの安定性について責任を負う一方で（ポルトガル中央銀行設置法⁵⁹⁾12条c号）、信用機関及び金融会社の行為及び健全性を監督する責任を負っている（ポルトガル中央銀行設置法17条）。行為規制は、投資者及び消費者を保護し、金融商品の性格についての情報の非対称性を緩和するために、金融機関の行為、活動、顧客及び他の機関に対する対応の準則に焦点をあてたものである。他方、健全性の監督は、金融活動及びの安定性と安全性を確保し、重要なシステミック・リスクを解消しようとするものである。金融機関の規制当局及び監督当局は、このような複数の目的を同時に実現するという困難さに直面していると理解されている⁶⁰⁾。

そして、規制を最小限にとどめることは資本の流入を促進するかもしれないが、情報の質を低下させ、監督当局の注意のレベルを劣化させるおそれがある。このような場合には、ポルトガル中央銀行は、規制は純然たる公式なまたは法律尊重主義的な手法に基づくことができず、逆に、競争上の不利益と消費者に対する有害な効果を防止するために、効率性と競争力という目的、法外かつ専門的な規準に照らして、しかも、会社が活動している市場を特徴づける構造的要素を考慮に入れて⁶¹⁾、行動せざるをえなくなる可能性がある。

58) Gonçalves [2012] p.4. *See also* Gomes [2008] p.36 e segs., Maçãs [2011] p.156 e 157.

59) Lei Orgânica do Banco de Portugal, aprovada pela Lei n° 5/98, de 31 de Janeiro, altera a Lei Orgânica do Banco de Portugal, tendo em vista a sua integração no Sistema Europeu de Bancos Centrais.

60) Pina は、規制と監督の予想に反する効果の背景には、規制・監督当局の側が金融機関の流動性または支払能力についての危機について懸念を持つような、金融機関の財政状態についての包括的な情報を有していないことなどがあると指摘している（Pina [2005] p.126）。それにもかかわらず、流動性または支払能力についての危機がある場合には、ポルトガル中央銀行は金融機関を救済するために、あるいは金融機関の破たんから生ずる損害を最小限にとどめるために、何らかの方策（前者としては最後の貸し手としての機能を引き受け、後者としては金融機関の更生または清算）を講じざるをえなくなることがある。

このような多くの、しかも複雑な任務がポルトガル中央銀行に与えられていることは、軽過失の場合に免責されることを正当化する根拠となると *Gonçalves* は主張する。このような例外は、ポルトガル中央銀行（及び、これを通じて、その機関の役員）と監督対象となっている金融機関との間での絶え間ない紛争と混乱が生ずることを防ぐ必要性からも提唱されるとする⁶²⁾。

また、憲法267条2項は、「法律は、行政の分権化及び集中排除の適切な方式について定めるものとする。ただし、行政の活動の必要とされる効率性及び統一性ならびに所管の機関の指揮、監督及び後見保護の権能を妨げない。」と定めており、行政の実効性と効率性は憲法上の原則の1つとされているが、この観点からは、ポルトガル中央銀行の任務の合理的な追求のためには、より広い許容範囲とリスクをとる余地を与えることが必要とされると指摘されている。

そして、*Cordeiro* によれば、ポルトガル中央銀行は、すばやく、かつ実効的でなければならないとされている。それは、行政裁判所の遅さゆえに、銀行業のダイナミックな速さに直面して、金融システムの機能と信頼性を確保するためには、ポルトガル中央銀行は、司法審査による実効的なコントロールなしにその監督権限を行使できるようにする必要があるからであると主張されている⁶³⁾。

以上に加えて、憲法266条2項は、「行政の機関及び職員は、この憲法及び法律に服するとともに、その職務の遂行において、平等、比例、公正、不偏不党及び信義の原則を尊重して、行動しなければならない。」として、比例性の原則を定め、同条1項は、「公行政は、市民の法的に保護された権利及び利益を尊重して、公益の追求を目的とする。」と定めている。そこで、*Gonçalves* は、公益の追求⁶⁴⁾を根拠として、特別な任務と一定の特徴（独立性と高い専門的複雑性）を有する主体については、その地位の要件と整合的なシステムから利益

61) Pina [2005] p.141-142.

62) Gonçalves [2012] p.8.

63) Cordeiro [2012] p.904.

64) Amaral [2011] p.40.

を受けることができると考えるべきであるとする。すなわち、軽過失の場合に、役職員などが個人的責任を負わないことが正当化できるのであれば、公的主体も免責できるのではないか、公的主体に影響を与えることは、事実上、不可避免的にその役職員に影響を与えるはずだからであると論じている⁶⁵⁾。Gomes も、ますます複雑化する行政サービスを前提とすると、憲法上保護されている価値との均衡上、異常な損害を被った被害者にのみ不法行為に基づく損害賠償請求を認めるという余地を検討する必要があるという見解を示している⁶⁶⁾。Maças も比例性の原則を根拠として、公的主体が責任を負う場合を異常な損害に限定することが適切であるという立場をとっている (Maças [2011] p.67, note 36)。

Maças は、さらに、憲法 102 条が「ポルトガル中央銀行は、国の中央銀行とし、法律及びポルトガル国が拘束される国際規範の定めるところにより、その職務を遂行する。」と定めており、ポルトガル中央銀行は、憲法上の主体であって、自律性を有し、独立した地位を有するもの⁶⁷⁾であることに着目する。そして、裁判官などに対する求償権の行使は義務的ではないことをふまえると、その役職員に軽過失のみが認められる場合にはポルトガル中央銀行は損害賠償責任を負わないと解することにも相当の根拠があるという論拠を示している。すなわち、2007 年法附属書 14 条 1 項は、裁判官及び検察官については、その職務の遂行から生じた損害については、刑事責任を別として、直接には賠償責任を負わないが、それらの者が故意または重過失により行為したときには、国は求償権を行使できると定めているが、同条 2 項は、裁判官に対して求償権を行使するかどうかの決定は、懲戒権限を行使することができる所轄機関⁶⁸⁾が非公式に、

65) Gonçalves [2012] p.10 e 11.

66) Gomes [2008] p.36-37.

67) なお、憲法 267 条 3 項は「法律は、独立した行政主体を創設することができる。」と定めている。

68) 憲法 217 条は、「司法官高等評議会は、法律の定めるところにより、司法裁判所の裁判官の任命、配置、転任及び昇任ならびに懲戒の実施に関する権限を有する。」と定めている。したがって、司法官高等評議会が求償権の行使に関する権限も有することになる。

または司法大臣の申立てに基づいて行うとしており、求償権の行使は義務的ではない⁶⁹⁾。このような定めが設けられているのは、裁判官の独立性を担保しようとする趣旨に基づくものであり、そうであれば、ポルトガル中央銀行に与えられている独立性を損なわないという観点から、ポルトガル中央銀行の責任が限定されるということも説明がつくということを、*Maças* は、示唆している。

参考文献

de Albuquerque, Pedro e Maria de Lurdes Pereira [2004] A responsabilidade civil das autoridades reguladoras e de supervisão por danos causados a agentes económicos e investidores no exercício de actividades de fiscalização ou investigação, in : Cordeiro, António Menezes e Ruy de Albuquerque (coord.), *Regulação e Concorrência : Perspectivas e Limites da Defesa da Concorrência*, Almedina : 203-248

Almeida Costa, Mario Júlio de [2009] *Direito das Obrigações*, 12ª Edição, Almedina

Amaral, Diogo Freitas do [2011] *Curso de Direito Administrativo*, Vol. II, 2ª Edição, Almedina

de Andrade, Vieira [2011] *A Justiça Administrativa*, Almedina

Esteves, Leandro Caldas [2013] Da (des) intervenção do Estado na economia por via da devolução de atribuições para as entidades reguladoras independentes-Breve incursão pelo instituto jurídico da responsabilidade civil administrativa, *JusJornal*, N.º 1698, 28 de Maio de 2013, JusNet 97/2013

<http://jusjornal.wolterskluwer.pt/Content/Document.aspx?params=H4sIAAAAAAEAO29B2AcSZYIJ9tynt_SvVK1-B0oQiAYBMk2JBAEOzBiM3mkuwdaUcjKasqgcplVmVdZhZAzO2dvPfee--999577733ujudTif33_8_XGZkAWz2zkZ4hgKrIH9-fB8_IorZ7L0nb3b4ubd3__4vvMzrpqiWn-3t7N7bub_LHxTn10-r6ZvrVf7ZeVY2-f8D58Q3XTUAAAA=WKE>

Barra, Tiago Viana [2011] A responsabilidade civil administrativa do Estado, *Revista da Ordem dos Advogados*, ano 71, n.º I : 111-206

Bussani, Mauro and Vernon Valentine Palmer (eds.) [2003] *Pure Economic Loss in Europe*, Cambridge University Press

Cadilha, Carlos Fernandes [2009] O Novo Regime de Responsabilidade Civil do Estado e demais Entidades Públicas pelo Exercício da Função Administrativa, *Revista do Centro de Estudos Judiciários*, n.º 11 (1º Semestre 2009) : 245-263

Cadilha, Carlos Alberto Fernandes [2011] *Regime de Responsabilidade civil extracontratual do Estado e demais Entidades Públicas-Anotado*, 2ª Edição, Coimbra Editora

69) cf. Cadilha [2008] p.234

- Calvão da Silva, João Nuno Cruz Matos [2008] *Mercado e Estado*, Almedina
- Canotilho, José Joaquim Gomes e Vital Moreira [2007] *Constituição da República Portuguesa—Anotada*, 4^a Edição, Vol. I, Coimbra Editora
- Canotilho, José Joaquim Gomes e Vital Moreira [2010] *Constituição da República Portuguesa—Anotada*, 4^a Edição, Vol. II, Coimbra Editora
- Catarino, Luis Guilherme [2010] *Regulação e Supervisão dos Mercados de Instrumentos Financeiros*, Almedina
- Caupers, João [2004] Os malefícios do tabaco, Anotação ao Acórdão do Tribunal Constitucional n.º 236/04, *Cadernos de Justiça Administrativa*, n.º 46 : 3–20
- Caupers, João [2011] *Introdução ao Direito administrativo*, 10^a Edição, Âncora
- Cordeiro, António Menezes [2010] *Tratado de Direito Civil Português*, livro II, tomo III, Almedina
- Cordeiro, António Menezes [2012] *Manual de Direito Bancário*, 4^a Edição (Reimpressão), Almedina
- Cortez, Margarida [2003] A responsabilidade civil da Administração por omissões, *Cadernos de Justiça Administrativa*, n.º 40 : 32–38
- da Frada, Manuel A. Carneiro [2011] *Direito Civil—Responsabilidade Civil—O Método do Caso*, Almedina
- Gomes, Carla Amado [2008] *Três textos sobre o novo regime da responsabilidade civil extracontratual do Estado e demais Entidades Públicas*, A. A. F. D. Lisboa
- Gonçalves, João Mendonça [2012] *Da culpa leve na responsabilidade civil extracontratual do Banco de Portugal*
<[http : //www.institutovaloresmobiliarios.pt/estudos/pdfs/1382450188da_culpa_leve_na_responsabilidade_civil_extracontratual_do_banco_de_portugal_jg_vf.pdf](http://www.institutovaloresmobiliarios.pt/estudos/pdfs/1382450188da_culpa_leve_na_responsabilidade_civil_extracontratual_do_banco_de_portugal_jg_vf.pdf)>
- Gonçalves, Pedro Costa [2006] Direito Administrativo da Regulação, in *Estudos em Homenagem ao Prof. Doutor Marcello Caetano no centenário do seu nascimento*, Vol. II, Coimbra Editora : 535–573
- Jorge, Fernando de Sandy Lopes Pessoa [1968] *Ensaio sobre os pressupostos da responsabilidade civil*, Centro de Estudos Fiscais da Direcção–Geral das Contribuições e Impostos, Ministério das Finanças
- Leitão, Adelaide Menezes [2009] *Normas de Protecção e Danos Puramente Patrimoniais*, Almedina
- Leitão, Luis Manuel Teles de Menezes [2010] A responsabilidade civil das entidades reguladoras, in : *Estudos em homenagem ao Professor Doutor Sérvulo Correia*, Vol. III, Coimbra Editora : 113–122
- Machete, Rui Chancerelle de [2011] Estatuto e Regime das Entidades Reguladoras, em especial dos Bancos Centrais, in : *Estudos de Direito Público PLMJ*, Coimbra Editora : 7–34 (=

- [2012] in : Puig, Manuel Rebollo (coord.), *La regulación económica : en especial, la regulación bancaria : actas del IX Congreso Hispano-Luso de Derecho Administrativo*, Iustel : 83-104)
- Maças, Fernanda [2011] Responsabilidade civil das entidades reguladoras, *Cadernos de Justicia Administrativa*, n.º 88 : 57-74 (= [2012], in : Fernando Alves Correia, Jónatas E. M. Machado e João Carlos Loureiro (coords.), *Estudos em homenagem ao Prof. Doutor José Joaquim Gomes Canotilho*, Vol. I, Coimbra Editora : 425-455)
- de Mesquita, M. J. R. [2009] *O Regime da Responsabilidade Civil Extracontratual do Estado e Demais Entidades Públicas e o Direito da União Europeia*, Almedina
- Monteiro, Jorge Sinde [1989] *Responsabilidade por conselhos, recomendações ou Informmações*, Almedina
- Morais, Carlos Blanco de [2011] As Autoridades Administrativas Independentes na ordem jurídica portuguesa, *Revista da Ordem dos Advogados*, ano 61, n.º 1 : 101-154
- Moreira, Vital e Fernanda Maças [2003] *Autoridades Reguladoras Independentes –Estudo e Projecto de Lei–Quadro*, Coimbra Editora
- Otero, Paulo [2010] Causas de exclusão da responsabilidade civil extracontratual da administração pública por facto ilícito, in : *Estudos em Homenagem ao Prof. Doutor Sérvulo Correia*, Vol. II, Coimbra Editora : 965-985
- Pina, Carlos Costa [2005] *Instituições e Mercados Financeiros*, Almedina
- Pinto, Eduardo Vera-Cruz [2004] A regulação pública como instituto jurídico de criação prudencial na resolução de litígios entre operadores económicos no início do século XXI, in : Cordeiro, António Menezes e Ruy de Albuquerque (coord.), *Regulação e Concorrência : Perspectivas e Limites da Defesa da Concorrência*, Almedina : 159-202
- Raposo, João [2006] Novas fronteiras da responsabilidade civil extracontratual da Administração, *Cadernos de Justiça Administrativa*, n.º 58 : 67-73
- Serra Vaz, Adriano Paes da Silva [1959] Responsabilidade de terceiros no não cumprimento das obrigações, *Boletim do Ministério da Justiça*, n.º 85 : 345-360
- Serra Vaz, Adriano Paes da Silva [1960] Requisitos da responsabilidade civil, *Boletim do Ministério da Justiça*, n.º 92 : 37-136
- Simão, Jorge André Carita [2011] A responsabilidade civil das autoridades reguladoras, *Revista de Concorrência e Regulação*, ano II, n.º 6 : 117-165
- Sousa, Marcelo Rebelo, e André Salgado Matos [2007] *Direito Administrativo Geral*, Tomo III, Dom Quixote
- Varela, João de Matos Antunes [1998] *Das Obrigações em geral*, 9ª Edição, Vol. I, Almedina
- Vieira de Andrade, José Carlos [2008] A Responsabilidade por danos decorrentes do exercício da função administrativa na nova lei sobre responsabilidade civil extracontratual do Estado e demais entes publicos, *Revista de Legislação e Jurisprudência*, ano 137, n.º 3951 : 360-371

Ⅲ EU 拡大により EU 構成国となった国々

2004年5月1日以降に EU 構成国となった国々の状況を概観すると、本章のような状況となっている⁷⁰⁾。

世界銀行が2012年に行った調査（World Bank [2012]）は、監督対象銀行に生じた損害に係る賠償責任については、下表のような結果を示している。

1 ブルガリア

ブルガリアにおける金融監督当局はブルガリア中央銀行（Българска народна банка）と金融監督委員会（Комисията за финансов надзор）とであるが、いずれも政府の一部と位置付けられており、不適切な監督を行ったことによる損害賠償責任は、国家及び自治体賠償法（Закон за отговорността на държавата и общините за вреди⁷¹⁾）の規定によって規律されている。国家及び自治体賠償法の1条1項は、国及び自治体は、国の機関も

	12.9監督に従事するスタッフは、善意で行った行為または不作為によって監督対象銀行に生じた損害について賠償責任を負うことがあるか	12.9.1 そうであれば、2006年から2011年の間に、賠償責任を負うとされたことはあるか	12.10 監督機関は、その行為によって監督対象銀行に生じた損害について賠償責任を負うことがあるか	12.10.1 そうであれば、2006年から2011年の間に、賠償責任を負うとされたことはあるか
ブルガリア	なし	なし	なし	—
キプロス	なし	—	あり	なし
エストニア	なし	—	あり	なし
ハンガリー	なし	—	あり	あり
ラトビア	あり	なし	あり	なし
リトアニア	あり	なし	あり	なし
マルタ	なし	なし	あり	なし
ポーランド	なし	—	なし	—
ルーマニア	なし	あり	あり	なし
スロベニア	なし	—	あり	なし
スロバキア	あり	なし	あり	あり

70) 本章は、Dijkstra [2012] を参考にしつつ、各国の状況を調査したものである。

しくは自治体の当局または公務員が行政行為にあたってまたはそれに関連してなした法令に違反した行為、作為または不作為によって自然人または法人に生じた損害について責任を負うものとしている⁷²⁾。金融監督委員会の責任については明文の規定は設けられていないが、ブルガリア中央銀行の責任については、2006年金融機関法（Закон за кредитните институции）⁷³⁾がブルガリア中央銀行、その機関及び権限を委譲された者は故意に行った場合を除き、監督上の任務の遂行にあたって講じた損害について責任を負わないと定めている（79条8項）⁷⁴⁾。

71) Обн. ДВ. бр. 60 от 5 Август 1988 г., изм. ДВ. бр. 59 от 9 Юли 1993 г., изм. ДВ. бр. 12 от 9 Февруари 1996 г., доп. ДВ. бр. 67 от 27 Юли 1999 г., изм. ДВ. бр. 92 от 10 Ноември 2000 г., изм. ДВ. бр. 105 от 29 Декември 2005 г., изм. ДВ. бр. 30 от 11 Април 2006 г., изм. ДВ. бр. 33 от 21 Април 2006 г., изм. ДВ. бр. 43 от 29 Април 2008 г., изм. ДВ. бр. 17 от 6 Март 2009 г., изм. и доп. ДВ. бр. 38 от 18 Май 2012 г., изм. и доп. ДВ. бр. 98 от 11 Декември 2012 г.

72) Lawyers Bulgaria の英訳

<<http://www.lawyersbulgaria.org/content/2011/599/act-on-the-liability-for-damage-incurred-by-the-state-and-the-municipalities/>> に依拠している。

73) Обн. ДВ. бр. 59 от 21 Юли 2006 г., изм. ДВ. бр. 105 от 22 Декември 2006 г., изм. ДВ. бр. 52 от 29 Юни 2007 г., изм. ДВ. бр. 59 от 20 Юли 2007 г., изм. ДВ. бр. 109 от 20 Декември 2007 г., изм. ДВ. бр. 69 от 5 Август 2008 г., изм. ДВ. бр. 23 от 27 Март 2009 г., изм. ДВ. бр. 24 от 31 Март 2009 г., изм. ДВ. бр. 44 от 12 Юни 2009 г., изм. ДВ. бр. 93 от 24 Ноември 2009 г., изм. ДВ. бр. 95 от 1 Декември 2009 г., изм. ДВ. бр. 94 от 30 Ноември 2010 г., изм. ДВ. бр. 101 от 28 Декември 2010 г., изм. ДВ. бр. 77 от 4 Октомври 2011 г., изм. ДВ. бр. 105 от 29 Декември 2011 г., изм. ДВ. бр. 38 от 18 Май 2012 г., изм. ДВ. бр. 44 от 12 Юни 2012 г., изм. ДВ. бр. 52 от 14 Юни 2013 г., изм. и доп. ДВ. бр. 70 от 9 Август 2013 г., доп. ДВ. бр. 109 от 20 Декември 2013 г., доп. ДВ. бр. 22 от 11 Март 2014 г., изм. и доп. ДВ. бр. 27 от 25 Март 2014 г., изм. и доп. ДВ. бр. 35 от 22 Април 2014 г., изм. ДВ. бр. 53 от 27 Юни 2014 г., изм. ДВ. бр. 14 от 20 Февруари 2015 г., доп. ДВ. бр. 22 от 24 Март 2015 г., изм. и доп. ДВ. бр. 50 от 3 Юли 2015 г.

74) 英訳 <http://www.dgrv-sofia.org/upload/Credit_Institutions_Act.pdf> に依拠している。

2 キプロス

キプロスにおける金融監督当局は、キプロス中央銀行（Κεντρική Τράπεζα της Κύπρου）であるが⁷⁵⁾、1997年銀行法（Νόμος ο οποίος προνοεί για τη ρύθμιση των τραπεζικών εργασιών. No 66 (1) 1997）では、キプロス中央銀行またはその役職員は、故意または重過失によることが示されない限り、銀行法またはそれに基づく規則の下での中央銀行の任務と責任の遂行にあたって、なされ、または懈怠されたいかなることについても訴訟その他の法的手続きにおいて損害賠償責任を負わないとされている（Part XII, art 32 (1)）。

3 チェコ

チェコにおける金融監督当局はチェコ中央銀行（Česká národní banka）であり、その損害賠償責任は国家賠償法（Zákon č. 82/1998 Sb）⁷⁶⁾によって規律される。国家賠償法によれば、国の名において、国、国の行政権の行使を委譲された自然人もしくは法人（公務員 [úřední osoby]）または委譲された権限の行使により損害が生じたときに限り自治体（3条）が権限を行使する過程においてなした違法な決定または不適切な行政行為と因果関係を有する損害については、国が賠償責任を負う（13条1項2項）。不適切な行政行為には、法定の期限までに決定をせず、または行為をしなかったことが含まれる（13条1項2文）。そして、チェコ中央銀行による金融機関の監督は公権力の行使にあたるため、チェコ中央銀行による違法な決定または不適切な行政行為によって自

75) ただし、共同組織金融機関は協同組合監督・開発局の管轄である。

76) Zákon ze dne 17. března 1998. o odpovědnosti za škodu způsobenou při výkonu veřejné moci rozhodnutím nebo nesprávným úředním postupem a o změně zákona České národní rady č. 358/1992 Sb., o notářích a jejich činnosti (notářský řád). ve znění zákona č. 120/2001 Sb., nálezů Ústavního soudu č. 234/2002 Sb., zákona č. 539/2004 Sb., zákona č. 160/2006 Sb., zákona č. 41/2009 Sb., zákona č. 41/2011 Sb. a zákona č. 396/2012 Sb.

然人または法人が被った損害につき、国が責任を負うことになる⁷⁷⁾。

4 エストニア

エストニアにおける金融監督当局は、金融監督庁（Finantsinspektsioon）であるが、2001年金融監督法（Finantsinspektsiooni seadus）⁷⁸⁾の58条は、金融監督行為による権利の侵害または引き起こされた損害についての監督庁の責任及び侵害された権利の回復及び引き起こされた損害の支払いの根拠及び手続きは法律で定めると規定しており、2002年国家賠償法（Riigivastutuse seadus）⁷⁹⁾を参照している。そして、国家賠償法7条1項は、公法的関係において公的機関の違法な行為によりその権利を侵害された者は生じた損害を防止することができず、かつ、国家賠償法3条、4条及び6条に定める方法によって権利の保護または回復を得ることによって損害を免れることができない場合には、損害の賠償を求めることができると定め、12条1項1文は、その活動によって損害を生じさせた公的機関は、被害者に対して損害賠償責任を負うとする。また、7条2項は行為の懈怠から生じた損害賠償は、遅滞なく行政行為が行われず、または措置が講じられず、かつ、それによって人の権利が侵害された場合に請求できるとし、12条1項2文も遅滞なく行政行為を行わず、または措置を講じなかった公的機関は行為の懈怠によって生じた損害を賠償する責任を負うと定

77) 損害賠償責任を認めたものではないが、2009年4月21日最高裁判所判決（Rozsudek Nejvyššího soudu ze dne 21.4.2009, sp. zn. 25 Cdo 1011/2007）参照。この事件について、最高裁判所の従来の判例（2004年2月26日判決 [sp. zn. 25 Cdo 953/2003]、2004年6月30日判決 [sp. zn. 25 Cdo 1536/2003]、2003年12月18日判決 [sp. zn. 25 Cdo 803/2003] など）と同様、2006年2月21日プラハ地方裁判所判決（č. j. 12 C 160/2003-87）は、他のすべての救済手段がつくされた後でなければ、賠償を請求することはできないとし、2006年9月14日に、プラハ控訴裁判所も、倒産手続きが終結していない以上、損害額が確定していないとして、控訴を棄却した（č. j. 20 Co 209/2006-119）。

78) RT I 2001, 48, 267. 英訳 <<http://www.legaltext.ee/text/en/X50008K5.htm>> に依拠している。

79) RT I 2001, 47, 260. 英訳 <<http://www.legaltext.ee/text/en/X40075K2.htm>> に依拠している。

めている。

ただし、13条1項は、その損害が予見不可能であった程度、損害を防止する上での客観的障害、権利侵害の重大性、私法上生じたとすれば被害者側に課せられた損害賠償請求上の制約その他損害を全額賠償することを不公正とするような状況を賠償額の決定にあたっては考慮にいれなければならないとしている。

なお、7条3項が直接の財産的損害と所得の喪失が賠償の対象となると定めているのに対し、13条1項は損害賠償義務を負う者が損害を生じさせることにつき落ち度がなかった場合には所得の喪失は賠償することを要しないと定めており、国家賠償責任は無過失責任であることが前提とされていると理解する余地がある。もっとも、同条3項は、公的機関が公的任務の遂行に必要な注意を完全に払ったとしても、その損害が防止できなかったであろうときには、公的機関は損害賠償責任を負わないと定めているため、過失責任であるという解釈の余地もありそうであるが（Dijkstra [2012] p.353）、これは因果関係がない場合には賠償責任を負わないという趣旨であるという見方も可能である。

5 ハンガリー

ハンガリーの金融監督当局は、2013年までは金融監督庁（Pénzügyi Szervezetek Állami Felügyelete）であったが、現在はハンガリー国立銀行（Magyar Nemzeti Bank）である。金融監督庁またはハンガリー国立銀行の民事責任についての特別法は存在しないため、1959年民法典（以下、旧民法典）⁸⁰⁾が適用されると考えられていた。旧民法典349条1項は、政府による行政の領域で生じた損害の賠償責任は当該損害が一般的な法的救済によって緩和されえないか、被害者が損害の緩和のための通常の法的救済を用いることができない場合のみ認められるとしていた⁸¹⁾。そして、旧民法典339条1項は法律に反して他人に損害を

80) 英訳 <<http://www.angelfire.com/mn2/reformclub/hunc1.html>> に依拠している。

81) *For details, see e. g. Borbás [2008].*

与えた者は、通常、その状況の下で期待されるように行動したことを立証しない限り、その損害を賠償する責任を負う旨を定めていた。

他方、2014年3月15日から施行されている（新）民法典の6：548条1項は、行政の領域で生じた損害の賠償責任は、公権力の行使における行為または不作為から当該損害が生じた場合に限り、かつ、その損害が一般的な救済または行政上の判断についての司法による審査手続きにおいて、緩和されえない場合にのみ認められるとする。そして、同条2項は、行政の領域で生じた損害の賠償責任は、公権力を行使する法人が負うとし、また、公権力を行使する者が法人でない場合には、損害賠償責任は、問題となっている行政主体がそれに代わって行為している法人格を有する行政主体が負うとする。

金融監督庁またはハンガリー国立銀行の責任についてもこれらが妥当と考えられる。しかし、これまで、監督上の過失を理由として、金融監督庁の責任が追及された事案につき、裁判所は原告の請求を棄却している。たとえば、首都控訴裁判所は、金融監督庁に対する損害賠償請求が認められるためには、金融監督庁の不法な決定または不作為が発生した損害を直接引き起こしたことが要件の1つとなるが、当該事件においてはこの要件が満たされていないとし⁸²⁾、また、行政権限の行使との関係で人格権が侵害された場合に不法行為が成立するためにはその被害者の人格権を保護する法令の根拠が必要であると判示している⁸³⁾。

6 ラトビア

ラトビアの金融監督当局は、金融・資本市場委員会（Finanšu un kapitāla tirgus komisija）であるが、金融機関法（Kredītiestāžu likums）⁸⁴⁾は、法定された金融・資本市場委員会の任務の遂行における行為によって第三者に生じた

82) e. g. BDT (Bírósági Döntések Tára) 2010/1/8. Fővárosi Ítéltábla 5.Pf.21.145/2008/5 ; ÍH (Ítéltáblai Határozat) 2011/3/117. Fővárosi Ítéltábla 5.Pf.20.017/2010/9.

83) ÍH 2011/3/117.

84) 英訳 <http : //www.fktk.lv/texts_files/Credit_Institution_Law_08.doc> に依拠している。

損害について、金融・資本市場委員会は、故意または重大な過失があった場合に限り、賠償責任を負うと定めている（111条6項）。

7 リトアニア

リトアニアの金融監督当局は、リトアニア銀行（Lietuvos banko）である。2011年改正⁸⁵⁾前1994年リトアニア銀行法（Lietuvos Respublikos Lietuvos banko įstatymas）⁸⁶⁾の461条1項は、預金受入機関または支払機関の監督上の任務の遂行に関連してリトアニア銀行またはリトアニア銀行の職員の違法行為により生じた損害は損害を被った者がリトアニア銀行またはリトアニア銀行の職員の過失（kaltės）によって当該損害が生じたことを証明した場合に限り賠償されると規定していた。2011年改正後は、同法45条が、金融市場監督の遂行に関連してリトアニア銀行またはリトアニア銀行の職員の違法行為により生じた損害は損害を被った者がリトアニア銀行またはリトアニア銀行の職員の過失によって当該損害が生じたことを証明した場合に限り賠償されると規定している。

8 マルタ

マルタの金融監督当局は、金融サービス庁（Financial Services Authority）であるが、金融サービス庁法（Chapter 330 Malta Financial Services Authority Act）⁸⁷⁾の29条は、金融サービス庁ならびに金融サービス庁の理事会、協働委員会、監督審議会、経営及びリソース評議会（Board of Management and Resources）、法務室（Legal Office）及び役職員は本法の下での任務の遂行または任務の遂行とされることにおいてなしたいかなることまたはなさなかったいかなることについても、その作為または不作為が悪意（in bad faith）によるものであることが示されない限り、賠償責任を負わないと定めている⁸⁸⁾。

85) Nr. XI-1666, 2011-11-17, Žin., 2011, Nr. 145-6812.

86) 1994 m. gruodžio 1 d. Nr. I-678.

87) Act XXXIV 1988.

9 ポーランド

ポーランドの金融監督当局は、金融監督庁（Komisja Nadzoru Finansowego）とポーランド国立銀行（Narodowy Bank Polski）である。

2006年7月26日金融市場監督法⁸⁹⁾の33条6項により、1997年8月29日銀行法⁹⁰⁾が改正され、改正後銀行法133条4項は、金融監督庁、ポーランド国立銀行及び銀行監督活動を行う責任を負っている者は銀行、外国銀行の駐在員事務所、金融機関の支店の活動に対する金融監督庁による監督ならびに2002年9月12日電子支払手段法に基づく電子マネー発行機関及び外国電子マネー発行機関の支店に対する監督の遂行に関連する行為または不作為から生ずるいかなる損害についても、それらの行為または不作為が法令に従っている限り、賠償責任を負わないと定めている。

なお、憲法77条1項は、何人も、公的機関の違法な活動により生じた損害の賠償を受ける権利を有すると定めており、民法典（Kodeks Cywilny）417条1項は、公権力の行使の過程における違法な行為または不作為から生じた損害賠償義務を、大蔵省、地方当局及び法律によって与えられた公権力を行使するその他の法人は負うと定めている。そして、この条項については、違法であれば賠償義務を負い、過失の有無は問われないと解するのが判例の立場である⁹¹⁾。すなわち、憲法裁判所2001年12月4日判決⁹²⁾は、法学文献に示されて

88) なお、Puđdu [2014] によれば、これまで、マルタ金融サービス庁に対して、損害賠償請求がなされたという先例はないとのことである。

89) Ustawa z dnia 21 lipca 2006 r. o nadzorze nad rynkiem finansowym. Dziennik Ustaw (Dz. U.) 2006 nr 157 poz. 1119.

90) Obwieszczenie Marszałka Sejmu Rzeczypospolitej Polskiej z dnia 13 maja 2002 r. w sprawie ogłoszenia jednolitego tekstu ustawy–Prawo bankowe. Dz.U. 2002 nr 72 poz. 665.

91) 詳細については、たとえば、Bągińska [2003] 参照。

92) SK 18/00, Dz. U. nr145poz. 1638. なお、憲法裁判所が判断を下したのは、オンブズマン、下院及び民法典起草委員会の意見を求めたところ、それらの間に憲法77条の直接適用可能性及び民法典417条ないし420条の憲法適合性について意見の相違がみられたことを背景としている（Bągińska [2003] p.195）。

いる複数の見解⁹³⁾を検討した上で、新憲法の制定により、民法典417条の下では原告は被告の過失を立証しなければならないとしてきた過去約30年間の解釈⁹⁴⁾はその有効性と法的論拠を失ったとし⁹⁵⁾、民法典417条は公務員の過失を立証することを要求していないという解釈を示した。

10 ルーマニア

ルーマニアの金融監督当局は、ルーマニア国立銀行（Banca Națională a României）である。ルーマニア憲法52条1項は、行政行為または適法な期間内にその求めを公的機関が解決しなかったことによって正当な利益または権利を公的機関によって侵害された者は、その主張する権利もしくは正当な利益の確認、当該行為の無効及び損害の賠償を求めることができると定め、同条2項は、この権利の行使の条件と制限については基本法（lege organică）によって定めるとしている。そして、これをうけて、行政争訟に関する2004年12月2日法律第554号（Lege nr. 554 din 2 decembrie 2004. Legea contenciosului administrativ）が制定されている。

ルーマニア国は、国際通貨基金との間の2001年10月17日付の覚書（Memorandum on Economic and Financial Policies of the Government of Romania 2001-02）において、バーゼル委員会のコアプリンシプル1（5）に沿って、銀行の監督者に免責と法的保護を与える方策を講じるとしていた（パラグラフ24）⁹⁶⁾。そこで、2004年ルーマニア国立銀行法（Lege nr.312 din 28 iunie

93) Granecki [2000], Kępiński i Szczepaniak [2000], Łętowska [1999], Safjan [1999a]. *See also* Safjan [1999b].

94) *See e.g.* Kosik [1961], Łętowska [1979].

95) 憲法77条は厳格責任を定めていると理解されていた。See e.g. Safjan [1999a], Safjan [1999b], Safjan [2001].

96) もっとも、国際通貨基金の2003年報告書においては、ルーマニア国立銀行の理事及び職員はその任務を遂行するにあたって善意でなした行為または不作為につき民事上または刑事上の制裁を課されないが、それらの行為を法的手続きにおいて防御する費用は保障されていないという指摘がなされた（IMF [2003] p.24）。

2004. *Lege privind Statutul Băncii Naționale a României*) 25条3項は、ルーマニア国立銀行の理事及び健全性監督を行うルーマニア国立銀行の職員は、その者が善意でかつ正当な注意を払ってなし、またはなさなかった、法律によって定められた健全性監督の任務に関連する行為または事柄については、いかなる民事上または刑事上の制裁の対象ともされないと定め、同条4項は、第3項の下でその者に対して提起された司法手続きに関連する費用はルーマニア国立銀行が負担すると定めている。したがって、ルーマニア国立銀行自体は損害賠償責任を負うことがあり得ることが前提とされている。

11 スロベニア

スロベニアの金融監督当局は、スロベニア中央銀行（Banka Slovenije）である。国家賠償責任に関する特別法は存在しないため、債務法典（*Obligacijski zakonik*, Št. 001-22-117/01）⁹⁷⁾中の不法行為責任に関する規定が適用される⁹⁸⁾。債務法典の131条1項は、他人に損害を与えた者は、自己の有責性なしに損害が発生したことを証明しない限り、賠償の責任を負うと定め、同135条は故意または過失により損害が生じた場合に有責性が認められるとする。また、同148条は、法人の機関がその職務執行中にまたはそれに関連して行った行為により第三者に損害を与えた場合には、法人が不法行為責任を負う旨を、同147条は、使用者は被用者がその作業中にまたはそれに関連して行った行為により第三者に損害を与えた場合には、被用者が当該状況の下で必要とされるように行為したことを示さない限り、賠償責任を負う旨を、それぞれ定めている。

97) 英訳 <http://www.uil-sipo.si/fileadmin/upload_folder/zakonodaja/povezano/Obligations-Code_Slovenia_2001.pdf> に依拠している。

98) *See* European Court of Human Rights, Case of *Y. v. Slovenia* (*Application no. 41107/10*) , Judgment of 28 May 2015, para. 65 (Article 148 of the Code of Obligations regulating the liability of legal persons for damage inflicted by one of their subsidiary bodies...also applies to the determination of the State's liability for damages).

12 スロバキア

スロバキアの金融監督当局は、スロバキア国立銀行 (Národná banka Slovenska) である。金融市場監督法 (č. 747/2004 Z. z.)⁹⁹⁾ の43条1項は、金融市場の監督の範囲内での公権力の行使においてスロバキア国立銀行によって生じさせられた損害賠償責任は他の法律によって定めるとしており、公権力の行為において生じさせられた損害の賠償についての法律 (č. 514/2003 Z.z.)¹⁰⁰⁾ の4条1項 h) は、スロバキア国は、監督業務の行使においてスロバキア国立銀行が行った不適切な行政 (nesprávnym úradným postupom) から生じた損害について責任を負うと定めている。そして、不適切な行政とは公権力の行使において措置を講じるべき公的機関の義務違反であるとされている。

参考文献

- Bagińska, E. [2003] Liability of Public Authorities for Damage to Individuals : is Article 77 of the Polish Constitution a Model Solution?, in : Bodnar, A. *et al.* (eds.), *The emerging constitutional law of the European Union : German and Polish perspectives*, Springer : 185-208
- Borbás Beatrix [2008] The Tendencies of State Immunity and State Liability in Hungary-Past, Present and Future, in : Ádám Antal (szerkesztő), *PhD tanulmányok*, vol.7 : 41-51
- Dijkstra, R. J. [2012] Liability of Financial Supervisory Authorities in the European Union, *Journal of European Tort Law*, vol.3, no.3 : 346-377
- Granecki, P. [2000] Odpowiedzialność cywilna Skarbu Państwa za szkodę wyrządzoną działaniem swojego funkcjonariusza (wybrane zagadnienia), *Palestra*, 2000, nr 11-12 : 16-29
- IMF [2003] *Romania : Financial System Stability Assessment, Including Reports on the Observance of Standards and Codes on the following topics : Banking Supervision, Securities Regulation, Anti-Money Laundering and Combating the Financing of Terrorism, Monetary and Financial Policy Transparency*, IMF Country Report No. 03/389
- Kępiński, M. i R.Szczepaniak [2000] O bezpośrednim stosowaniu art. 77 ust. 1 Konstytucji,

99) Zákon o dohľade nad finančným trhom a o zmene a doplnení niektorých zákonov. 英訳 <http://www.nbs.sk/_img/Documents/_Legislative/_BasicActs/A747-2004.pdf> に依拠している。

100) Zákon o zodpovednosti za škodu spôsobenú pri výkone verejnej moci a o zmene niektorých zákonov v znení zákona.

Państwo i Prawo, 2000, nr 3 : 79-84

Kosik, J. [1961] *Zasady odpowiedzialności państwa za szkody wyrządzone przez funkcjonariuszów*, Zakład Narodowy im. Ossolińskich

Łętowska, E. [1979] Charakter odpowiedzialności za szkody wyrządzone przy wykonywaniu funkcji publicznych i jej stosunek do odszkodowawczej odpowiedzialności kodeksowej, in : Radwański, Z. (red.), *Studia z prawa zobowiązań*, Państwowe Wydawnictwo. Naukowe : 83-102

Łętowska, E. [1999] W kwestii zmian przepisów k.c. o odpowiedzialności za szkody wyrządzone działaniem władzy publicznej, *Państwo i Prawo*, 1999, nr 7 : 75-82

Puddu, S. [2014] *The protection of depositors in the event of a bank failure : the liability of financial supervisory authorities and deposit-guarantee schemes*

<[http : //www.csb-advocates.com/malta-law-articles/protection-depositors-bank-failure-liability-financial-supervisory-authorities-deposit-guarantee-scheme](http://www.csb-advocates.com/malta-law-articles/protection-depositors-bank-failure-liability-financial-supervisory-authorities-deposit-guarantee-scheme)>

Safjan, M. [1999a] Odpowiedzialność Państwa na podstawie art. 77 Konstytucji RP, *Państwo i Prawo*, 1999, nr 4 : 3-18

Safjan, M. [1999b] Jeszcze o odpowiedzialności Skarbu Państwa na podstawie art. 77 Konstytucji, *Państwo i Prawo*, 1999, nr 9 : 79-83

Safjan, M. [2001] Konstytucja a odpowiedzialność władzy publicznej, *Rzeczpospolita*, 24/25 grudnia 2001

<[http : //archiwum.rp.pl/artukul/366704-Konstytucja-a-odpowiedzialnosc-wladzy-publicznej.html](http://archiwum.rp.pl/artukul/366704-Konstytucja-a-odpowiedzialnosc-wladzy-publicznej.html)>

World Bank [2012] *New Bank Regulation and Supervision Survey*, 2012

<[http : //econ.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/EXTDEC/EXTGLOBALFINREPORT/0,,contentMDK:23267421~pagePK:64168182~piPK:64168060~theSitePK:8816097,00.html](http://econ.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/EXTDEC/EXTGLOBALFINREPORT/0,,contentMDK:23267421~pagePK:64168182~piPK:64168060~theSitePK:8816097,00.html)>

本研究はJSPS 科研費24653019（金融監督と国家賠償責任）の助成を受けたものです。

（やなが・まさお 筑波大学大学院ビジネス科学研究科企業法学専攻教授）